

愛知県動物愛護推進協議会平成27年度第1回会議議事録

- 1 日 時：平成27年10月20日（火） 午後2時から午後3時50分まで
- 2 場 所：愛知県西庁舎 第15会議室
- 3 出席者：（委員）矢部委員（会長）、齋藤委員（副会長）、狩野委員、清水委員（代理出席 杉山事務局長）、高田委員（代理出席 河原指導主事）鶴田委員、牧野委員、宮本委員、村松委員、山本委員、脇田委員
（事務局）生活衛生課 和久田課長、増野主幹、木下課長補佐、岡主査、黒坂主任
動物保護管理センター 山本業務課長

4 概要

（1）あいさつ

【生活衛生課 和久田課長】

委員の皆様方には、お忙しい中、愛知県動物愛護推進協議会平成27年度第1回会議に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

また、日ごろから、本県におきます動物の愛護と適正な管理の推進に、それぞれのお立場から御尽力をいただいておりますことを、重ねてお礼申し上げます。

さて、本県では愛知県動物愛護推進計画に基づき、各施策に取り組んでおりますが、平成25年度に当計画に改定しました。その際には、本協議会でも御協議いただきましたが、本日は新計画に基づいた1年目である平成26年度の推進計画の進捗状況について、ご報告させていただきます。

また、同様に協議会設立以来御協議いただきました動物愛護推進員について、平成25年度に第1期目の愛知県動物愛護推進員を委嘱しましたが、その任期が本年6月末をもって満了となり、7月1日から第2期目の愛知県動物愛護推進員を委嘱いたしました。第2期目の推進員の委嘱に際しては、第1期目と同様、県獣医師会からの推薦をいただきました。この場をお借りして、改めてお礼申し上げます。

本日は、委員の皆様方の豊富な御経験、御見識に基づき、専門的な視点から各議題について、活発な御意見をいただければと思います。

今後とも動物愛護施策の推進に関しまして、一層の御指導・御支援を賜りますよう、重ねてお願いしまして、開催にあたってのあいさつとさせていただきます。

（2）議題

ア 会長及び副会長の選出について

改選後初めての会議にあたり、愛知県動物愛護推進協議会開催要綱第4条第2項の規定に基づき、委員の中から会長の選出を行った。

杉山氏が、矢部委員を会長へ推薦した（清水委員からの推薦を伝達）。他委員から異議は無く、矢部委員を引き続き会長に選出した。

また、矢部会長が、副会長に齋藤委員を推薦し、他委員から異議が無かったため、齋藤委員を引き続き副会長に選出した。

イ 愛知県動物愛護管理推進計画の平成26年度の進捗状況について

〔事務局 岡主査 資料3-1により、平成26年度の進捗状況を説明。引き続き資料3-2により愛知県動物愛護管理推進計画の平成27年度目標について説明。〕

【矢部会長】

引取り数が減少しているということであるが、引取った犬が252頭、猫が3,314頭、殺処分数が犬で816頭、猫で2,971頭ということであるが、この関係はどのようなになっているのか。ほとんどが殺処分になっているのか、それとも里親に引き渡され

ているのか、引取った後の動物はどうなっているのか。

【事務局】

引取る際の理由が様々であり、例えば高齢で寝たきりになった場合や、猫では乳飲み子など命が危ない状態で保護されることもあり、元気を回復した場合は譲渡になる場合も多いが、そうでない場合は殺処分となってしまうこともある。

【矢部会長】

数の内訳のデータもまた示して欲しい。

現在引取るのは犬猫だけなのか。

【事務局】

基本的には犬猫だけである。

【矢部会長】

今後愛知県でペットが多様化してくるかもしれないので、対応できるようにしていったほうがよい。

【村松委員】

名古屋市では犬については、飼い主からの引取りが83頭、捕獲した犬が267頭、併せて350頭の犬が愛護センターに収容された。このうち、飼い主に戻ったものが165頭、新たな飼い主に譲渡されたものが132頭である。一般の方に譲渡することもあるが、ボランティア団体の譲渡の協力が大きい。今はこういうボランティア譲渡がなければ進まない時代になってきている。殺処分は59頭。この中には収容中に自然死したものも含む。窓口で引取り依頼があったときには、もう一度考え直すか、自身で新しい飼い主を見つける等するよう説得も強く行っている。

【牧野委員】

豊橋市では捕獲された犬が154頭、飼い主からの引取りが15頭、合計169頭。そのうち、飼い主に返還されたのが82頭、譲渡された犬が47頭、殺処分になった犬が40頭である。

【狩野委員】

岡崎市では放浪犬の捕獲が185頭、飼い主から引取った犬が10頭だった。そのうちの飼い主に返還されたのは、108頭で約58%、譲渡されたのは35頭で約18%であった。猫は引取りが371頭、負傷動物の収容が26頭であり、そのうち飼い主に返還されたのは3頭、譲渡されたものは150頭で38%であった。

【鶴田委員】

豊田市は、犬の処分が約50頭、猫の処分が約300頭。今年度、豊田市愛護センターができて、犬はほとんど譲渡できている。猫は反面引き取る場所が分かりやすくなったためか、所有者不明の引取りが去年の倍くらいに増えた。ただかなり譲渡されており、殺処分率は減っている。

【矢部会長】

各自治体の取組状況がよくわかった。

他に御意見はあるか。

【脇田委員】

先日、朝日新聞系列の雑誌で、「流通の闇」として、流通の中で犬猫あわせて2万頭が死んでいる、という内容の記事がでた。

犬猫繁殖業者は、行政に年1回定期報告が義務づけられており、それを集計したものである。実際には、2万頭の中には、老犬や死産などやむを得ないものも含まれる。全国でペットショップは2万店ある。1店舗につき1頭が亡くなっている計算になる。これは老犬も含めた数であり、実際には流通の闇ということではない。

しかし、色々な問題も懸念されることから、業界でも調査したところ、全国では平成26年度54,125頭の犬が引き取られ、そのうち返還されたのが33,000頭、殺処

分は21, 125頭。フード協会からデータを取り寄せたところ、このままの推移でいけば平成31年度には犬は殺処分0に、平成33年度には猫も殺処分0になるという予測である。譲渡が進み、ボランティア団体の協力や、行政の努力の結果と考えられ、動物取扱業界としてもどういった協力ができるか検討しているところである。

引取りの多くが、動物取扱業者からだとされることもあるが、業者は動物を好きで飼っている人が大半である。業者の6割が犬を繁殖等させずに、家族として飼っている。業界も高齢化が進み、跡継ぎが育たず、結局犬を家族として飼っていくという状況が多い。そのような状況をどうして支えていくかが問題である。フード協会の協力を得てエサがあれば飼えるのか、等検討しているところである。このような状況のままいけば、平成31年度の殺処分0の時代がくるかもしれない。

諸外国に比べると日本は殺処分数が少ないし、生体の死亡率も低いのだが、なぜか誤解を招いているのは残念である。殺処分の中には生命も危うく、このまま苦しむならば、というやむを得ない場合もあるが、それも含めて殺処分の数については、業界も重く感じており、今後殺処分が0になる兆しがあるということはよかったと思っている。

【矢部会長】

ここ数年、動物取扱業者や行政に対するマスコミの批判的な記事が増えてきた。問題を深刻化するという効果はあったと思うが、日本では動物愛護の精神にのっとり、命あるものとして尊厳をもってあたっていると思う。

他に質問等はあるか。

【山本委員】

視点4-1の説明が聞きたい。

【事務局】

資料3-1に基づき、県の実施する犬の飼い方講習会、猫の家族さがし会、動物ふれあい教室及び体験学習について説明。

【村松委員】

名古屋市では動物愛護センターで、動物愛護推進員やボランティアに協力を得ながら、教室事業（犬や猫のふれあい）を行ったり、小学校に来てもらい、命を感じてもらえるような教室を行っている。名古屋市では協力していただけるボランティアにお願いしながら、たくさんの教室を行いたいと考えているし、地域においても行いたいと考えており、保健所や動物愛護推進員の協力を得ながら区民まつり等でも実施している。

【狩野委員】

岡崎市では、なかよし教室という事業を行っており、公立保育園及び幼稚園の年長全員に来所してもらっている。午前中は紙芝居や犬などの動物とのふれあいを通じて動物愛護の啓発を行っている。午後からは動物園で、ふれあいや見学を行っている。一クラス30人前後。他のお客さんにもクラスが見えるような形で行っている。開始して3年目。改善を続けてだいたい完成してきた。

そのほかにもいろんな教室を企画してやっている。近くに動物がいることを感じてもらうという目的で開催している。

「いのちの教室」というものは、奈良のうだアニマルパークで始まったものであるが、動物を全く使わない啓発である。岡崎市でも昨年は保育園を対象にやっていたが少し難しいかなというかんじなので、今年は小学校を対象にしている。

動物に興味を持ってもらう、愛情をもって飼うことを学んでもらうことを目的としている。各教室は随時見学が可能である。

【鶴田委員】

平成15年からずっと行っている2つの教室がある。「訪問活動犬とのふれあい」と「飼育動物の世話」である。

「訪問活動犬とのふれあい」については、ボランティアの協力を得て行っている。ボラン

ティアについては養成講座を行っており、最後には犬の試験があり、それに合格した犬だけを訪問犬として認めている。

「飼育動物の世話」は、主に小学校が対象。ウサギやニワトリを飼育している小学校に出向いて動物の世話の仕方やふれあい方を教えるもの。小学校、こども園全てに通知を出し、希望があるところに出向いている。

訪問活動犬のふれあいは、希望が多いが、ボランティアや学校の行事との兼ね合いもあり、ここ数年は年に20回前後の開催で推移している。飼育動物の世話も年に10回前後の開催で推移している。

【牧野委員】

市内の保育園を対象に、収容動物などを用いてふれあい教室を開催している。動物愛護デーではボランティアの協力をうけてふれあいを実施している。

ウ 平成26年度愛知県動物愛護推進員の活動状況について

事務局 岡主査 資料4により、平成26年度愛知県動物愛護推進員の活動状況を説明。

(質疑応答については、次議題と併せて実施)

エ 平成27年度愛知県動物愛護推進員の委嘱について

事務局 岡主査 資料5により、平成27年度愛知県動物愛護推進員の委嘱について説明。

【杉山氏】(清水委員からの意見を代読)

県獣医師会では、推進員制度開始時から、会員獣医師を推進員として推薦してきた。推進員も今回で2期目となり、推進員の協力内容についても、これまでの成果をもとに見直す時期だと考える。啓発などの行事への協力などについては、動物愛護ボランティアの方々は、日頃の活動で行政に協力していると思うが、実質的に推進員と同じ活動をいただいているのであれば、推進員になっていただけのではないかと考える。

また、推進員となっている本会の獣医師から、行政行事への協力のため仕事を休まなければならない場合もあることや、推進員業務以外にも、地元獣医師会の業務として市町村の事業への協力をおこなっているため、負担に感じることもあるという意見ももらっている。そこで、獣医師以外の推進員の人数を増やすなど、今後に向けて検討いただくようお願いしたい。

【事務局】

2年後の推進員の委嘱の時期を目途に検討をすすめていきたい。

【矢部会長】

獣医師以外の方が推進員になるならば、ハンドブックの改定も必要かもしれない。爬虫類は現実難しい。是非新しい情報を取り込みながらやってもらいたい。

オ 爬虫類の取扱いに関する現状について

矢部会長から爬虫類の取扱いに関する現状について説明。要旨は以下のとおり。

(ア) ミドリガメについて

現在法律の規制はないが、野外データは少ないながらもマスコミが積極的に取り上げた効果もあり、環境省の外来生物対策室がミドリガメの対策に取組始めた。

新聞等で2020年に輸入が禁止といわれているが、まだ確定ではない。今は防除モデルを作っているところである。現実にはどのくらい輸入されているのか、野外でどのくらいの増殖率で増えているのか、防除するのにどれくらいの人員、費用等が必要なのかを調査している。来年度中に防除モデルが完成して、再来年にいろいろな規制が始まる予定である。

特定外来生物にいられると駆除がしにくくなったり、現在飼っている人をどうするか等色々な問題ができてくるので、今後野外に捨てられないように動愛法の遺棄防止の規定をもってしっかり規制していくべきと考える。

(イ) カミツキガメ

外来生物法で特定外来生物指定されている。千葉県・東京都・静岡県で繁殖が確認されている。昨年、愛知県内でも春日井市、瀬戸市で小さいカミツキガメが捕まった。庄内川水域、矢田川水域で10頭以上、5歳以下のものは5頭見つかったことから、愛知県内でも繁殖している可能性がある。中部環境事務所从去年からカミツキガメの野生化の現状を調査しているところである。愛知県内では、人が放したものと繁殖したものが混じっていると推測される。

(ウ) イシガメ

愛知県はイシガメが多い地域である。太平洋側のカメの分布は、天竜川の西側はイシガメがたくさんいて、東側はカメそのものがほとんどいない地域である。

中国人がイシガメを400頭密輸しようとした事例があった。カメを腹併せにして靴下につめこみ、スーツケースにぎっしり動かないように詰め込まれていた。ワシントン条約のⅡに指定されており、輸出入には許可証が必要なニホンイシガメが3割、ヤエヤマイシガメが7割であった。ヤエヤマイシガメもニホンイシガメも許可証をだすか出さないかは経済産業省の範疇であるが、動物の問題であるとのことで、環境省がカメがどこでいつ捕獲され、輸出先はどこなのか、全てのデータを入手した。見せてもらったら、豊田市で150頭捕獲されたものが香港に輸出されていたりした。中国に輸出されるものが多すぎるということで、昨年ヤエヤマイシガメの現状調査を行い、今年3月にワシントン条約に基づき、許可をしない動物になった。ニホンイシガメの現状調査を本年度行って、どのような制限をかけるかを決定する直前まできている。問題は、このような規制がかかると駆け込みで乱獲されることが多い。このようにストックされたものは、虐待状態に置かれている。

先ほどの400頭密輸のケースでは一旦預かりという形になったが、中国人が罰金を払えばまた帰されることとなる。それはおかしいので、動愛法の虐待規定でなんとかしようと試みたが、飼養動物にあたるのかどうか、ということどうやむやんになってしまった。

爬虫類も愛護動物の範疇であるので、動愛法の観点から何か対処方法として知恵があれば教えて欲しい。

カ その他

【宮本委員】

多頭飼育や猫のエサやりをする人の高齢化問題がある。ボランティアだけでは重すぎ、行政で早め早めに対応を話し合ってもらいたい。現在、行政として何か対応を考えているのか。

【狩野委員】

岡崎市は犬猫だけでなく、ウサギの多頭飼育の事例もあった。ホーダーの問題もあつたりして、動物愛護だけの問題ではない。もっと大きな問題に付随する問題が動物問題であるのに、なぜか最終的に切り離されて動物担当部署におりてくることが多い。今年は関係各課との話し合いを行う予定にしている。また、最悪の場合には、引き取るしかないが、その費用をだせないということがあるので、減免措置をつくる動きがでてきている。

多頭飼育の方が生活保護ぎりぎりの状態であつたり、エサやりさんも高齢者が多く、動物担当部署だけではどうにもならないことが多い。ただ、世間の風潮としたら、所詮は動物いうところが大きく、メンタルヘルスと結びつけることは難しい状況である。何かことがおこってからでないと難しい。実際にはどうしていけばいいのかは、まだわからない。

【鶴田委員】

ゴミ屋敷で火災事故があった事件について、火災の前に自治区も巻き込んで地域猫を始めたばかりであった。火災後もボランティアが地域猫活動を続けている。

豊田市は地域猫活動を推進しているので、エサやりさんがいて、孤立している場合は、地域とつないで、活動を広げていこうと取り組んでいる最中である。

【村松委員】

名古屋市では、高齢者の飼い主が亡くなって、残った犬猫が動物愛護センターに入ってくる。なんとか譲渡先を見つけたりする努力をするが、もっと早くに見つけて、動物が増える前になんとかできないのかという思いがセンター職員の中にはある。

今、どこの自治体でも高齢者を見守るという活動が活発になってきている。その見守りの中で動物が増える前に何か対処できないかと思う。

また、こういうケースの場合は「増えるとは思わなかった」という言葉がよく聞かれるが、知識不足が何え、何とかしないとと思う。

【狩野委員】

岡崎市では譲渡の条件を厳しくした。最後まできちんと飼ってくれる人に行政は渡さねばならない。譲渡率は少し下がったけれども、やむを得ないことと考える。ペットショップの方もそのあたりは厳しくやっていただきたいと感じるところである。

事前に講習会をして、なおかつ譲渡時に30分ほどかけて説明をしても飼いきれない人がいるので、条件を厳しくせざるを得なかった。年齢制限を60歳までを55歳にした(55歳以上でも55歳未満の代理人がいれば可能)。強制ではないが、遠くにいる知り合いで犬猫を預かってもらえる人の名前を書いてもらうことにもした。災害時の預かり先を想定している。

【村松委員】

名古屋市は60歳をすぎても次のもらい先があれば譲渡している。

現在は気軽に飼って飼えなくなったというような安易な引取りは減ってきている。動物愛護センターに入ってくるのは本当に譲渡が難しい犬が多い。それでも高齢者の方が欲しいといってもらえれば、次のもらい手がいるならば譲渡している。

また、以前新聞で「高齢者が最後まで飼うのは無理でも、譲渡先が見つかるまで一時預かりするのはどうだろう」という記事をみた。最後まで飼うことが困難な状況であっても、一匹でも多くの犬や猫が人の役に立てればと思う。

【矢部会長】

先日カメを引き取ってくれという方がいたが、癌の末期の方であった。そのような場合には引き取らざるを得ない場合もある。高齢化とともに、動物の管理が最後までできるのかという問題がある一方で、高齢者の癒しの効果という面もあり、その兼ね合いが難しいと思うので、今後テーマとして取り組んでいただきたい。

(3) その他 (情報提供)

【牧野委員】

豊橋市では、先月大雨の際に市内の増水した河川で犬がとりのこされた。犬が消防の方に保護され、保健所に收容された。SNS等で殺処分への噂が流れて、抗議、問合せの電話、メールが多く寄せられ、業務に支障があるくらいであった。愛護精神をもつてのこととは思いますが、窓口が限られているので、業務に支障があることがあって困った状況であった。